

学校いじめ防止基本方針の改訂例の修正について

教育庁からの説明文の抜粋を掲載いたします。

1. 修正点とその経緯について

○「いじめられた児童生徒又はその保護者への支援」に記載されている「**出席停止**」を削除

【経緯】

「学校いじめ防止基本方針の改訂例」の「3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援」(p.9)において、「いじめた児童生徒の別室指導や**出席停止**などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、・・・」との記載がありますが、法的に不適切であると判明しました。

- ・国が示す「いじめの防止等のための基本的な方針」の「出席停止」は、いじめ防止対策推進法第26条をさすものであり、「懲戒」による停学とは異なる。
- ・いじめ防止対策推進法第26条の「出席停止」は、学校教育法第35条第1項に基づいて命ずるものである。
- ・学校教育法第35条は小学校を対象とするもので、同法第49条において「中学校に準用する」とされているため、小・中学校までは対象であるが、高校・支援学校は対象外である。

⇒府立高校と府立支援学校においては、いじめ防止対策推進法第26条の「出席停止」を命ずることができない

2. 修正内容について

修正前	修正後
3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援 (1) <u>いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより</u> 、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。	3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援 (1) いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。
4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言 (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。 その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。	4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言 (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、 <u>家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け</u> 、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。 その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。